

選挙運動及び政治活動に関する問答集

唐津市選挙管理委員会事務局

令和2年3月

《目 次》

1 選挙運動 【P1～P16】

(1) 選挙運動・事前運動について

問1 事前運動とは

問2 事前運動にあたらなとされる行為(いわゆる準備行為)とは

問3 出陣式の案内状について

(2) 選挙期日前における選考会や推薦会など

問1 自治会などの選考会や推薦会の方法

問2 選考会等へ同席することについて

問3 自治会などの決議の外部公表について

問4 労働組合などにおける推薦について

(3) 選挙運動ができるもの

問1 選挙運動ができるもの

問2 県知事や市長が推薦人となること

問3 企業からの運動員の派遣

(4) 選挙事務所

問1 選挙事務所とは

問2 選挙事務所の設置数

問3 選挙事務所の表示

問4 選挙事務所のポスターに写真を貼付

問5 事務所における懸垂幕の設置

(5) 戸別訪問と個々面接

問1 戸別訪問とは

問2 勤務先への訪問

問3 個々面接とは

問 4 候補者の名刺の頒布

問 5 電話による選挙運動

問 6 電話による演説会の周知

(6) その他の行為の制限について

問 1 署名運動について

問 2 人気投票の公表

(7) 飲食物の提供

問 1 飲食物の提供とは

問 2 通常用いられる程度の菓子とは

問 3 陣中見舞いとして酒等を贈る行為について

問 4 飲食物の第三者への提供について

(8) 自動車・船舶・拡声機の使用

問 1 使用できる自動車

問 2 選挙運動用自動車以外の自家用車の使用

問 3 乗車人数

問 4 シートベルトの着用義務

問 5 選挙当日における選挙運動用自動車の駐車

問 6 自転車の使用

問 7 拡声機の使用台数

(9) 文書図画による選挙運動

問 1 文書図画とは

問 2 掲示できる文書図画

問 3 頒布できる文書図画

問 4 候補者の氏名入りのたすきやスローガンが記載されたのぼりの使用

- 問 5 スローガンを記載したジャンパーの使用
- 問 6 選挙運動用通常葉書について
- 問 7 選挙事務所を開設（移転）した際の葉書による通知について
- 問 8 選挙運動用通常葉書の宛先について
- 問 9 宛名人不明により還付された選挙運動用通常葉書の取扱いについて
- 問 10 インターネット選挙運動とは
- 問 11 フェイスブックや LINE などのメッセージ機能
- 問 12 電子メールによる選挙運動
- 問 13 選挙運動が禁止されている者によるインターネット選挙運動について

(11) 言論による選挙運動

- 問 1 言論による選挙運動
- 問 2 連呼行為とは
- 問 3 朝 6 時に行う街頭でのあいさつ行為
- 問 4 合同個人演説会について
- 問 5 個人演説会の周知方法
- 問 6 午後 8 時以降の幕間演説
- 問 7 街頭演説の人数
- 問 8 街頭演説での氏名入りビラの頒布
- 問 9 街頭演説の開催数
- 問 10 公営施設内でのあいさつ行為
- 問 11 公営施設での出陣式

(12) 当選のお礼など

- 問 1 当選のお礼の制限
- 問 2 当選祝いのお酒
- 問 3 『当選御礼』の貼紙の掲示

2 政治活動 【P17～P19】

(1) 政治活動の文書図画

- 問1 駐車場のフェンスに掲示された立札・看板
- 問2 候補者用・団体用の立札・看板の同時使用
- 問3 選挙運動期間中に新たな立札・看板の設置
- 問4 政治活動用事務所を選挙事務所にした場合の立札・看板の取扱い
- 問5 氏名入りのぼりの使用・スローガンが入ったのぼりの使用
- 問6 政治活動用自動車の看板に氏名とスローガンを表示することについて
- 問7 政治活動用ポスターについて
- 問8 一定期間内における立候補予定者の氏名入りの政治活動用ポスターの掲示
- 問9 会社等への個人の政治活動用ポスターの掲示

(2) 演説等

- 問1 政治活動における街頭演説
- 問2 民間団体主催の公開討論会の開催
- 問3 政治活動における連呼行為

3 寄附及びあいさつ状など 【P20～P23】

(1) 候補者が行う寄附

- 問1 公職の候補者がする寄附
- 問2 赤い羽根共同募金について
- 問3 結婚披露宴に出席し、祝儀として金銭以外の品物を贈ること
- 問4 成人式の参加者に記念品を贈ること
- 問5 成人式に祝電を出すこと
- 問6 親族などが代理人として、香典を相手方に届けること

問 7 お金以外の香典

問 8 香典の範囲

問 9 香典返しについて

問 10 配偶者などの名義による寄附

問 11 カップや記念品を贈ること

問 12 開店祝いとして花輪などを贈る行為

(2) 後援団体が行う寄附

問 1 後援団体がする寄附

問 2 後援団体の「設立目的により行う行事又は事業」とは

問 3 後援団体が会員の親睦のための寄附

(3) あいさつ状・あいさつを目的とする有料広告の禁止

問 1 年賀状や暑・寒中見舞状を出すことについて

問 2 印刷したあいさつ状に自書する場合

問 3 時候のあいさつと政策を両方記載したもの

問 4 有料の政策広告について

問 5 有料の政策広告の中にあいさつ文を入れることについて

問 6 主として慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつ

問 7 政策普及宣伝のための雑誌等にあいさつ文を掲載することについて

1 選挙運動

(1) 選挙運動・事前運動について

問1 事前運動とは具体的にどのようなものを指すのか？

答1 選挙運動は、選挙期日の公(告)示日に立候補の届出が受理されたときから、投票日の前日までの間に限り行うことができます。そのため、立候補届出が受理される前に選挙運動を行うことは、事前運動となり禁止されています。選挙運動期間外の選挙運動(個々面接や電話による投票依頼など)はもちろん事前運動となり、後援会などの政治活動であったとしても、実態として氏名普及宣伝が主たる目的と認められる行為は事前運動となり得ます。例えば、公(告)示日直前に不特定多数に立候補予定者の氏名が記載された政治活動用ビラや名刺を頒布することなどは事前運動に該当する恐れがあります。

問2 事前運動にあたらないとされる行為(いわゆる準備行為)は？

答2 事前運動に当たらないとされる主なものは次のとおりです。

- ①政党等の公認を求めること
- ②選挙運動資金の調達
- ③選挙運動の方法の協議
- ④選挙事務所の借入れの内交渉
- ⑤出納責任者、選挙運動員などの内交渉
- ⑥事務員、車上運動員や労務者雇用の内交渉
- ⑦有権者名簿の作成
- ⑧演説会での演説以来の内交渉
- ⑨演説会場の借入れの内交渉
- ⑩選挙運動用葉書の推薦文の文案依頼
- ⑪各種届出書の記入など
- ⑫選挙運動用ポスターの作成、選挙運動用葉書の作成、選挙公報などの原稿作成、選挙運動用葉書のあて名書き等
- ⑬選挙運動用立札、看板、ちょうちんなどを作製する行為

⑭自動車、拡声機などの借入れの内交渉

※ただし、上記の行為にあわせて投票依頼を行うと事前運動となり禁止されるので注意すること。

問3 公(告)示日の直前に出陣式の案内状を不特定多数の方に配布できるか？

答3 出陣式の案内状は選挙運動に関する文書図画と考えられ、事前運動の禁止に抵触します。

(2) 選挙期日前に行われる選考会・推薦会など

問1 自治会などの選考会や推薦会は、どのような方法で行うことができるか？

答1 白紙の状態での推薦の決定は認められるが、ある特定の候補者を最初から推薦する形は事前運動にあたる恐れがあります。

問2 推薦された者(候補者)が、選考会・推薦会に同席しても問題ないか？
また、推薦された結果、「よろしく頼む」と挨拶をすることは問題ないか？

答2 同席することは問題ありません。挨拶に関しては、単なる儀礼程度である場合は問題ありませんが、積極的に投票を依頼するようなものと認められる場合は違反となります。

問3 自治会の推薦会の決議を、外部に公表することはできるか？

答3 従来から自治会の決議を、すべての自治会員に通知している場合などは通常の方法によって通知することは差し支えありませんが、号外のチラシを配布するなど特別の方法を用いたりした場合は、選挙運動と認められる場合があります。

また、自治会員以外の者に周知することは、選挙運動と認められ事前運動となる恐れがあります。

※ホームページ上の掲載なども違反となる恐れがあります。

問4 労働組合などにおいて、特定の者を推薦決議することは選挙運動になるか？

答4 単に推薦決議だけにとどまるときは選挙運動にはなりません。さらにその者を当選させようとして、投票を依頼するなどの行為をすると、選挙運動になります。

(3) 選挙運動ができるもの

問1 選挙運動ができるものは？

答1 選挙運動は、18歳以上であれば誰でもできるのが原則ですが、選挙の公正を確保するため、例外として、次のような者は禁止されています。

①選挙事務関係者

投票管理者・開票管理者・選挙長など

②選挙権・被選挙権を停止されている者

選挙犯罪または政治資金規正法違反を犯したために処罰され、選挙権・被選挙権を停止されている者

③特定の公務員

○中央選挙管理委員会の委員及び中央選挙管理委員会の庶務に従事する総務省の職員

○参議院合同選挙区選挙管理委員会の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員

○裁判官 ○検察官 ○会計検査官 ○公安委員会の委員 ○警察官

○収税官吏及び徴税の吏員(職員)

④一般職の国家・地方公務員

種別	選挙運動	地位利用
特別職の公務員 (知事・市長など)	○	×
国家公務員	×	×
地方公務員 (市職員など)	×	×
	※勤務地の選挙区以外なら可能	
市の非常勤職員	×	×
市の賃金支弁職員	○	×
公立の教員	×	×
私立の教員	○	×

問2 県知事や市長が推薦人としてビラ等に職名を記載したり、また、演説会の応援弁士として職名を名乗ったりすることはできるか？

答2 単に職名を通常の方法で記載したり、演説会で単に職名を名乗ることは直ちに地位利用にならないが、もっぱらその県市に関係する者(県職員・市職員等)を対象として行うときは該当する恐れがあります。

問3 企業の従業員を選挙運動員として派遣してもらうことは問題ないか？

答3 従業員が有給休暇等を利用して運動員をすることは問題ありません。しかしながら、業務命令による派遣については、法人からの寄附と考えられ、禁止されます。

(4) 選挙事務所

問1 選挙事務所とは？

答1 選挙に際し、特定の候補者の選挙運動に関する事務を取り扱ういっさいの場地的設備をさします。政党その他の政治団体の選挙対策本部は、一般的には選挙事務所ではありませんが、特定の候補者の選挙運動に関する直接の事務を処理したり、作戦を練ったりする場所については、名称に関わらず選挙事務所となります。選挙事務所であるかどうかは、実態によって判断されます。

問2 選挙事務所の設置数は？

答2 都道府県議会の議員、市区町村の議会の議員及び市区町村長の選挙の場合は、候補者一人につき、1箇所となっています。

問3 選挙事務所にはどのような表示ができるか？

答3 ○ちょうちんの類

数 量：1個

大きさ：高さ 85 cm、直径 45 cm以内

○ポスター、立札及び看板の類

数 量：通じて 3 枚以内

大きさ：縦 350 cm横 100 cm以内

※両面を使用した場合は、2枚に数えられます。なお、三角柱や円錐形のように立体的なものは使用することができません。

問4 選挙事務所を表示するためのポスター、立札及び看板の類に、候補者の写真を貼り付けたりすることはできるか？

答4 差し支えありません。

問5 選挙事務所を表示するため、事務所の2階から懸垂幕を垂らすことはできるか？

答5 2階から垂らす程度であれば、看板の類とみなされます。規格制限の範囲内であれば差し支えありません。

(5) 戸別訪問と個々面接

問1 戸別訪問とは？

答1 選挙に関し、投票を得る目的、投票を得させる目的又は投票を得させない目的で、計画的に連続して戸別に訪問することです。この行為については、候補者、運動員ばかりでなく、第三者も行うことができません。また、選挙運動の期間前であっても期間中であっても禁止されています。

問2 投票を得る目的で、有権者の勤務先の事務所を数か所訪問すると、戸別訪問になるのか？

答2 戸別訪問にあたり違反となります。

問3 個々面接とは？

答3 路上や電車またはバスの中でたまたま出会った人に投票を依頼する行為です。これらの行為は禁止されていませんで、自由にできます。しかしながら、投票日の当日においては、他の運動と同じように禁止されます。

問4 候補者の名刺を選挙人の住居にだまって置いてまわることは問題ないか？

答4 戸別訪問の禁止に加え、文書図画の頒布の禁止にも該当するおそれがあります。

問5 電話を使って選挙運動できるか？

答5 選挙当日を除き、選挙運動期間中は、電話による選挙運動ができます。

問6 有権者に対し、次々に演説会の開催若しくは演説を行うことについて電話を用いて通知する行為は違反となるか？

答6 電話の場合は戸別訪問ではありませんから、認められています。

(6) その他の行為の制限について

問1 署名運動について

答1 選挙に関し、投票を得る目的、投票を得させる目的又は投票を得させない目的で、有権者に対し署名運動をすることは禁止されています。例えば後援会への加入や事務所の受付帳への記帳であっても、前述した目的が認められた場合は違反となります。

問2 候補者の人気投票を行い、その結果を公表することはできるか？

答2 有権者に対し不当な先入観を与えたり、選挙結果に公正を欠く恐れがあることから、禁止されています。

(7) 飲食物の提供

問1 飲食物の提供の禁止について

答1 何人も選挙運動に関し、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外の飲食物を提供することができないと定められています。

問2 通常用いられる程度の菓子とはどのようなものか？

答2 せんべい、まんじゅうなど、いわゆるお茶受け程度のものを指すとされています。

問3 陣中見舞いとして酒やビールを候補者に贈ることができるか？

答3 飲食物の提供にあたり、禁止されています。

問4 選挙運動員が材料を持ち込んで加工し、第三者に提供してもよいか？

答4 違反となります。

(8) 自動車・船舶・拡声機の使用

問1 使用できる自動車の種類は？

答1 車種の種類は次のとおりです。車種ごとに細かな制約がありますのでお尋ねください。

- ①乗車定員 10 人以下の乗用車
- ②乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車
- ③四輪駆動式の自動車で車両重量 2 トン以下のもの

問2 選挙運動用自動車 1 台とは別に、自家用車を使用できるか？

答2 選挙事務所から演説会場へ行くのに、臨時に使用する程度のものなら差し支えありませんが、常時そのため待機させて利用するような場合は違反となります。

問3 乗車できる人員は？

答3 自動車の場合は、候補者、運転手（1 人に限る。）及び運動員 4 人となっており、船舶の場合は、候補者、船員（数に制限なし。）及び運動員 4 人となっています。運動員については、立候補届出のときに交付される腕章を着けなければなりません。

問4 選挙運動用自動車の運転手もシートベルト着用の義務はあるか？

答4 選挙運動用自動車については、道路交通法施行令第 26 条の 3 の 2 第 1 項第 8 号の規定により、運転手及び運転席以外に乗車する者に対しては、シートベルトの着用義務から除外されています。しかしながら、可能な限り着用することが安全上望ましいと言えるでしょう。

問5 選挙期日当日、選挙運動のための看板が取り付けられている選挙運動用自動車を選挙事務所の駐車場に駐車してもよいか？

答5 選挙運動用自動車に取り付けているポスター、看板などは、選挙期日当日において掲示することはできません。したがって、看板を撤去するか文字が見えないよう布などで覆うなどの処置を行わなければなりません。

問6 自転車を使用した選挙運動はできるか？

答6 自転車を使用することは可能です。ただし、自動車と文書図画の制限の規制が異なるため注意してください。

問7 拡声機は何台使用できるか？

答7 選挙運動に使用できる拡声機は、候補者一人について一そろいと制限されています。使用するには、選挙管理委員会が交付する表示物を掲出しなければなりません。また、電気メガホンの類も拡声機とみなされます。

(9) 文書図画による選挙運動

問1 文書図画とはどういうもの指すか？

答2 図書、新聞、雑誌、名刺、郵便物、電報、ポスター、立札、看板、ちょうちん、プラカード、ディスプレイに表示された情報など幅広く該当しますので、使用に当たっては細心の注意が必要です。

問2 掲示できる文書図画は？

答2 ①選挙事務所の表示

○ポスター、立札及び看板の類

数量：通じて3枚以内

大きさ：縦350cm、横100cm以内

○ちょうちんの類

数量：1個に限られる

大きさは高さ85cm、直径45cm以内

②選挙運動用自動車

○ポスター、立札及び看板の類

数 量：制限なし

大きさ：縦 273 cm、横 73 cm以内

○ちょうちんの類

数 量：1個に限られる

大きさ：高さ 85 cm、直径 45 cm以内

※なお、自転車については上記の文書図画の掲示は一切できません。

③候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類

候補者が使用する場合のみ、制限はありませんが、常識を超える程度のは氣勢を張る行為に該当する場合がありますので、注意してください。

④個人演説会

○ポスター、立札及び看板の類

※会場の内外で違いますので注意してください。

・会場内

数・規格に制限はありません。

・会場外

数 量：会場ごとに通じて 2 枚以内

大きさ：縦 273 cm、横 73 cm以内

○ちょうちんの類

数 量：会場に 1 個

※会場内に掲示した場合は、会場外には掲示できません。内外どちらかの掲示になります。

大きさ：高さ 85 cm、直径 45 cm以内

⑤屋内の演説会場内で開催中掲示する映写等の類

※屋内に限ります。

⑥選挙運動用ポスター

問3 頒布できる文書図画は？

答3 ①選挙運動用通常葉書

- 市長選挙 8,000 枚、市議選挙 2,000 枚
- 選挙用である旨の表示が必要です。
- 利害誘導その他罰則にふれない限り、記載内容は自由です。

②選挙運動用ビラ

- 市長選挙 16,000 枚、市議選挙 4,000 枚
 - ・種類：2種類以内
 - ・大きさ：A4判（長さ 29.7 cm、幅 21 cm）以内
- 利害誘導その他罰則にふれない限り、記載内容は自由ですが、ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所（法人の場合は、名称及び所在地）を記載しなければなりません。
- 頒布方法は、新聞折込み、選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所に限られています。

③インターネット

- ウェブサイト等を利用する方法（ホームページ・ツイッターやフェイスブックなどの SNS・動画共有サービス・動画中継サイトなど）
- 電子メール（候補者及び政党等のみ）

問4 選挙運動期間中、氏名が表示されているたすきを候補者が身に付けることは可能か。また、自転車に候補者が選挙運動において使用しているスローガンが記載されたのぼりを取り付けて走行することはできるか？

答4 候補者がたすき、胸章、腕章の類を着用したまま行動し、回覧することは認められています。しかしながら、選挙運動において使用しているスローガンが記載されたのぼりについては、「選挙運動のためのもの」とみなされた場合、自転車には立札、看板、ポスターの類を取り付けることができませんので、違反となる可能性があります。注意が必要です。

問5 選挙運動員が、背中にスローガンを記載したスタッフジャンパーを着用して街頭演説などの選挙運動に従事できるか？

問5 選挙運動用のスローガンと認められる場合は禁止です。スローガンが選挙運動用にあたるかどうかは、選挙運動用ポスター、選挙運動用自動車、選挙運動用通常葉書、選挙公報などに使用されているかなどを総合的に判断することになります。

問6 選挙運動用通常葉書について

- ①推薦者の代表者が経営する会社の従業員に、推薦者として自らの名前を記載した葉書を出すことはできるか？
- ②推薦者として、市役所職員の名前を記載した葉書を出すことはできるか？
- ③現職の市長・市議が推薦者欄に名前を記載することはできるか？
- ④推薦者として、法人名を記載することはできるか？

- 答6** ①自身が経営する会社の従業員に、葉書を出すことに問題はありません。しかしながら、雇用主としての地位利用や社内での回覧は禁止となります。
- ②地方公務員は、地方公務員法第36条により政治的行為が制限されているため、推薦者として名前を連ねることはできません。
- ③単に推薦者として名前を記載することには問題ありません。ただし、自己の氏名普及宣伝が目的と認められる場合は禁止されます。
- ④差し支えありません。

問7 選挙事務所を開設（移転）したことを、有権者に選挙運動用の通常葉書以外の葉書で通知することはできるか？

- 答7** できません。ただし、選挙運動関係者等、選挙事務所の設置場所などを知らなければならない者に対して連絡するのであれば差し支えありません。

問8 選挙運動用通常葉書に、「〇〇様 御一同様」など複数の選挙人を対象とした宛先を記載することは可能か？また、選挙運動用通常葉書を候補者以外の第三者が自己の名義により当該候補者を推薦する形態で使用することはできるか？

- 答8** 同一世帯にある選挙人数名の名を連記することは、通常の使用法と考えられ差し支えありません。ただし、会社や工場等の選挙人が多数集中しているところに対し、個人の氏名を記載しないで、「〇〇御中」「〇〇御一同様」と記載して郵送することは、回覧、掲示等による伝達を予定しているものであり、文書の回覧、掲示の禁止に抵触します。

問9 宛名人不明により差出人に還付された選挙運動用通常葉書の取扱いは？

- 答9** すでに頒布行為があったと見なされ、当該葉書を制限枚数の範囲内で再差出しする場合は、新たな頒布として取り扱われます。

問 10 インターネット選挙運動において、具体的にどのような手段を使用することができるのか？

答 10 詳細は、次表のとおりです。

できること・できないこと		政党等	候補者	候補者・政党等以外の者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	○	○	○
	SNS(ツイッター、フェイスブックなど)	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
	政見放送のネット配信	△※1	△※1	△※1
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ、ポスターを添付したメールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△※2	△※2	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布		×	×	×
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動		○	○	○
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動以外の政治活動		○	○	○
有料インターネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする広告	○	×	×
	挨拶を目的とする広告	×	×	×

※1 著作隣接権者(放送事業者)の許諾があれば可能

※2 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要

問 11 フェイスブックや LINE などのユーザー間でやりとりをするメッセージ機能は「電子メール」に該当するか、「ウェブサイト等」に該当するか。

答 11 「ウェブサイト等」に該当します。

問 12 電子メールを利用する方法による選挙運動を行うことができる候補者の範囲はどこまでか？

答 12 候補者本人が直接送信する場合のほか、事務所の秘書のように候補者と使用関係にある者や、親族や友人のように特別信頼関係にある者が、候補者の指示の下で手足として送信に必要な作業に従事しているに過ぎない場合は、電子メールの送信主体制限に違反しません。

問 13 選挙運動が禁止されている者が次の行為をすることができるか？

- ①選挙運動に関する事項に対し、フェイスブックの「いいね」をすること
- ②選挙運動に関する事項に対し、ツイッターの「リツイート」をすること
- ③候補者が該当演説している姿の写真を撮り、フェイスブック及びツイッターに当該画像をアップすること

答 13 ①できます。個別の状況によりますが、直ちに選挙運動にはあたりません。
②できません。一般的には、選挙運動に当たる恐れがあります。
③できません。一般的には、選挙運動に当たる恐れがあります。

(10) 言論による選挙運動

問 1 言論による選挙運動とは？

答 1 演説や録音盤、放送などの音声による文書図画によらない言論運動のことです。

問 2 連呼行為とは？

答 2 選挙運動のため、候補者の氏名、政党の名称、または演説会もしくは街頭演説があることを知らせるために、短い文言を連続して繰り返し呼称することです。

連呼行為は、個人演説会場、街頭演説または演説の場所であることができるほか、午前 8 時から午後 8 時までの間は選挙運動用自動車または船舶の上でもすることができます。ただし、演説をせず次々と連呼して行くことはできません。

また、連呼行為ができる場合においても、学校や病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏を保持するように努めなければならないとされています。

問3 選挙運動期間中、朝6時から候補者がたすきを着けて駅前に立ち、通行人に対しあいさつを行うことはできるか？

答3 通行人に対する単なるあいさつであり、たすきの着用には時間的制限もないため可能です。ただし、演説及び連呼行為はできません。

問4 個人演説会の合同演説会を開いてもよいか？

答4 第三者主催の候補者合同演説会は開催できませんが、各候補者が主催する合同個人演説会の形式を取れば差し支えありません。

問5 個人演説会の周知方法は？

答5 選挙運動用ポスター、選挙運動用通常葉書、街頭演説、選挙運動用自動車上での連呼行為、電話、インターネットなどの方法が可能です。各戸を回っての周知については、戸別訪問の禁止に抵触するためできません。

問6 午後8時以降、幕間演説で連呼行為はできるか？

答6 幕間演説とは、映画などの幕間、会社や工場の休憩時間などを利用して、たまたま集まっている人たちに向かって行う選挙運動のための演説のことです。

街頭演説以外の演説（個人演説会・幕間演説など）については、連呼行為の時間制限がないため、午後8時以降でも幕間演説での連呼行為は可能です。

問7 街頭演説の際に従事できる者の人数に制限はあるか？

答7 選挙運動に従事する者（労務を提供する者を含むが、候補者本人及び選挙運動用自動車の運転手一人は除く）は、候補者一人について15人を超えてはいけません。

また、これらの従事者は、市選挙管理委員会が交付する腕章をつけなければなりません。

問8 街頭演説の場で、候補者の氏名が入ったビラを頒布することはできるか？

答8 市長選挙16,000枚、市議選挙4,000枚の選挙運動用ビラが認められているため、可能です。

問9 同時に街頭演説を数か所で行うことはできるか？

答9 街頭演説をする際には、市選挙管理委員会が交付する標旗を掲げる必要があります。標旗の数は一つに決められているため、一箇所ではできません。

問10 選挙運動期間中、公営施設内で市民にあいさつ等をするには問題ないか？

答10 単にあいさつ程度なら問題ありませんが、あらかじめ聴衆を集めるなどすると個人演説会の扱いとなりますので規制を受けます。

問11 公共施設で出陣式を行うことができるか？

答11 出陣式については、場所等は自由に行うことができますが、選挙運動の一環（演説）と考えられます。演説については、「国若しくは地方公共団体が所有又は管理する建物では、選挙運動に関する演説及び連呼行為をすることができない」とされていることから、公共施設内での出陣式は原則禁止されています。

(11) 当選のお礼など

問1 当選のお礼の挨拶に制限はあるか？

答1 次の行為は禁止されています。

- ①戸別訪問すること
- ②挨拶する目的をもって文書図画を頒布又は掲示すること
※自筆の信書、祝辞や落選見舞いへの返信（自筆も印刷も可）、インターネット等を利用する方法は可能です。
- ③挨拶する目的をもって新聞紙、雑誌等に広告を掲載すること
- ④放送設備を利用して放送すること
- ⑤当選祝賀会その他の集会を開催すること
- ⑥自動車を連ねたりして、氣勢をあげること
- ⑦当選したお礼に当選人の氏名、又は政党、政治団体の名称を言い歩くこと

問2 当選祝いとしてお酒をもらうことは問題ないか？

答2 当選後の祝い酒については、一般的に政治活動に対する寄附と考えられるため可能です。ただし、選挙期間中の陣中見舞いとして、お酒を受け取ることはできませんので、注意が必要です。

問3 『当選御礼』の貼紙を事務所に掲示することはできるか？

答3 罰則をもって禁止されています。

2 政治活動

(1) 政治活動の文書図画

問1 候補者用の立札・看板を無人の駐車場にあるフェンスの金網に掲示できるか？

答1 政治活動のために使用する事務所として実態のない場所に掲示できません。

問2 一般の住宅に候補者用2枚、団体用2枚の立札・看板を掲示できるか？

答2 その場所が候補者の事務所であり、かつ後援団体の事務所となっているのであればそれぞれ2枚ずつ掲示できます。

問3 選挙運動期間中に新たな立札・看板の設置はできるか？

答3 選挙運動期間中に新たに設置したり移動することはできません。

問4 政治活動用事務所を選挙事務所とした場合、政治活動用の立札・看板と選挙事務所用の看板を混在して掲示することはできるか？

答4 それぞれの規格や枚数等の条件を満たしていれば問題ありません。

問5 駅前等で市政報告会を行う際、氏名が書かれたのぼり旗を掲示することはできるか？また、スローガンが入ったのぼり旗は掲示することはできるか？

答5 公職の候補者等の氏名が表示された政治活動用立札・看板の類(のぼり旗を含む)は、街頭演説の場所では掲示できません。なお、スローガンについては、氏名類推事項に該当しないので掲示できます。

問6 政治活動用の自動車の看板に候補者の氏名とスローガンを表示して走行することはできるか？

答6 氏名入りの立札・看板は、政治活動用の事務所において掲示するもの、もしくは演説会・講演会等の会場においてその開催中に使用するものに限られるため、自動車に取り付けて使用することはできません。なお、スローガンのみの場合は、差し支えありません。

問7 政治活動用ポスターについて

- ①記載内容に規制はあるか？
- ②規格や枚数に制限はあるか？
- ③掲示方法に規制はあるか？

答7 公職の候補者等の氏名又はその氏名が類推される事項、後援団体の名称等は掲示できません。

- ①掲示責任者、印刷者の氏名及び住所の記載が必要です。
- ②極端に大きいもの又は連続して多数掲示しているものは、選挙運動とみなされる場合があるので注意が必要です。
- ③ベニヤ板やプラスチック板などで打ちしたものは掲示できません。
また、任期満了日の6ヵ月前から投票日までの間などの期間は、掲示が禁止されています。

問8 市議会議員の任期満了日前6ヵ月以内に入り、政党等の演説会告知用ポスターに当該市議選の立候補予定者が弁士として記載されたポスターについて掲示は認められるか？

答8 以下の事項を主な基準として、総合的に政党等のポスターと認めれた場合は掲示できます。

- ①弁士が複数であること
 - ②弁士の全てを同等に扱っていること
 - ③弁士1人にかかる面積が純然たる政党等部分を超えないこと
 - ④弁士の全てが同一選挙の同一選挙区の公職の候補者等ではないこと
- ※ただし、上記を満たすポスターであっても、公(告)示日以降は撤去しなければなりませんので注意が必要です。

問9 候補者個人の政治活動用ポスターを会社等の室内へ掲示することはできるか？

答9 任期満了前6ヵ月以内に、不特定多数の者が往来する場所に候補者個人の政治活動用ポスターを掲示することは禁止されています。なお、個人宅の場合は内向きであれば掲示することができます。

(2) 演説等

問1 平常時に、公職の候補者が駅前の路上に立ち演説を行っている。次に掲げる行為に問題はあるか？
①午前6時30分頃からハンドマイクを片手に演説を行っている。
②警察署の許可を受けずに行っている。

答1 ①平常時の政治活動のための街頭演説には制限がないため問題ありません。
②道路に人を多数寄せつけて演説するなど一般交通に著しい影響を及ぼす場合は、警察署の許可が必要な場合がありますが、一般的に交通の妨害とならない場所に立ち、人の流れを阻害させない状態で演説する場合は、警察署の許可を受けなくても差し支えありません。

問2 民間団体が、公(告)示日直前に市内の公民館において、候補者を集めて『公開討論会』を開催することは可能か？また、選挙運動期間中はどうか？

答2 公(告)示日前の「公開討論会」の開催については、内容が候補者の選挙運動にわたらない限り、差し支えありません。一方、選挙運動期間中は、演説会を開催することができるのは候補者個人に限られてますので、民間団体が主催となつての「公開討論会」は開催することができません。なお、各候補者が主催者となつての「合同個人演説会」の形をとる場合は、差し支えありません。

問3 公(告)示日前に、政治活動用自動車において、特定の候補者名を連呼しながら市内を走行することは可能か？

答3 氏名の連呼行為は事前運動となる恐れがあります。

3 寄附及びあいさつ状など

(1) 候補者が行う寄附

問1 公職の候補者がする寄附で認められるものは？

答1 公職の候補者等は、選挙区内にある者に対して、時期に関わらず以下の場合を除いてすべての寄附が禁止されています。

- ①政党その他政治団体、またはその支部に対する寄附
- ②公職の候補者等の親族(配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族)に対する寄附
- ③選挙区内で行う政治教育集会に関する必要最小限度の実費補償
- ④公職の候補者自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典

問2 公職の候補者等が赤い羽根共同募金に募金することは問題があるか？

答2 募金先の事務所等が当該候補者の選挙区内にある場合は禁止されます。

問3 公職の候補者が選挙区内にある者の結婚披露宴に自ら出席し、祝儀として金銭以外の品物などを贈ることはできるか？

答3 「祝儀」については、金銭に限らず品物も含まれると解されており、候補者が自ら出席して贈る場合は、罰則の適用から除外されています。

問4 公職の候補者が選挙区内で行われる成人式の参加者に記念品を贈ることはできるか？

答4 罰則をもって禁止されます。

問5 公職の候補者が選挙区内で行われる成人式に、祝電を出すことはできるか？

答5 祝電は寄附ではないため、内容が選挙運動にわたらない限り、出すことができます。

問6 公職の候補者の親族や秘書が代理出席して、選挙区内のものに香典を届けることはできるか？

答6 公職の候補者自らが出席していないため、認められません。

問7 香典として線香などを持って行くことはできるか？

答7 「香典」は金銭に限られていますので、線香などを持って行くことは禁止されています。

問8 「御供花料(仏式)」「御玉串料(神式)」「御花輪料(キリスト教式)」などの表書きでお金を出すことも香典に含まれるか？

答8 これらの表書きでお金を出すことも香典に含まれます。

問9 公職の候補者が香典をもらった場合、香典返しをしても差し支えないか？

答9 もらった香典に対して返戻の程度(香典の半額程度)の香典返しをすることは問題ありません。なお、祝儀のお返しをすることは禁止されていますので注意が必要です。

問10 公職の候補者が配偶者や秘書名義で選挙区内にある者に対して寄附をすることはできるか？

答10 他人名義であっても、実質的に公職の候補者が寄附をするものである限り、罰則をもって禁止されます。

問11 公職の候補者が町内会の野球大会に際して、カップや記念品を贈ることはできるか？

答11 罰則をもって禁止されます。

問12 公職の候補者が、お店の開店祝いのため花輪を贈ることはできるか？

答12 そのお店が選挙区内にある場合、選挙に関するものでなくても罰則をもって禁止されます。

(2) 後援団体が行う寄附

問1 後援団体がする寄附で認められるものは？

答1 後援団体は、選挙区内にある者に対して、以下の場合を除いてすべての寄附が禁止されています。

- ①当該公職の候補者に対する寄附
- ②政党その他政治団体やその支部に対する寄附
- ③後援団体がその団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附

問2 後援団体の「設立目的により行う行事又は事業」とは？

答2 その団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会その他の集会、見学、旅行その他の行事や印刷、出版などをいうものと解されています。

問3 後援団体の設立目的に会員の親睦が入っている場合、花輪、供花、香典、祝儀等を出すことはできるか？

答3 罰則をもって禁止されます。

(3) あいさつ状・あいさつを目的とする有料広告の禁止

問1 年賀状や暑・寒中見舞状を出すことはできるか？

答1 公職の候補者が、選挙区内にある者に対し、年賀状、暑・寒中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含む。）を出すことは禁止されています。なお、喪中のために出す欠礼の葉書についてもあいさつ状とみなされます。

ただし、これらのうち、答礼のための自筆によるものについては禁止の対象から除かれています。

問2 印刷したあいさつ状に公職の候補者が署名したものを選挙区内の人に出すことは可能か？

答2 自筆によるものとは認められないためできません。

問3 選挙区内にある者に対する葉書の中に、時候のあいさつとそれ以外の政策の周知のための文書がある場合は出すことができるか？

答3 時候のあいさつとそれ以外の文書がある場合には、全体としてみて時候のあいさつ状であるかどうかを判断することになります。

問4 有料の政策広告は禁止されるか？

答4 政策広告は、一般的にはあいさつを目的とする有料広告にはあたりません。

問5 有料の政策広告の中にあいさつ文を入れることは可能か？

答5 「あいさつ文」を入れることで、全体としてみて、主として時候のあいさつを目的とする有料広告に該当すると認められる場合や、主として慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつを目的とする有料広告に該当すると認められる場合は、罰則をもって禁止されます。

問6 「主として慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつ」とは具体的にどのようなものか？

答6 各種大会に係るお祝いやお悔やみに係るあいさつ、地元の学校の全国大会等への出場に係る激励のあいさつ、後援団体の設立記念にあたり、これまでの支援に対する感謝のあいさつ、災害見舞などが考えられます。

問7 政治家自身が発行する政策の普及宣伝のための雑誌、パンフレットなどにあいさつ文を掲載することはできるか。

答7 差し支えありません。